

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年11月1日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスーパーセンター盛岡洪民店 盛岡市洪民字鶴飼20番地 1

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(4) 変更する年月日 令和7年6月18日

(5) 変更の理由 飲食店誘致等の店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 令和6年10月17日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所